

会費に関する細則

第1条 会則第7条第2項に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

第2条 会費は年度会費とし、その額は次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 団体会員 | 15,000 円 |
| (2) 個人会員 | 5,000 円 |
| (3) 賛助会員 | 50,000 円 |

第3条 会員の義務として会費を納めた後、会員の権利を有する。

第4条 納入した会費は、事由の如何を問わずこれを返還しない。

第5条 当該年度中に会費を納入しない場合は、退会とみなす。

第6条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この細則は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 看護図書館協議会運営要領（平成3年12月7日）は廃止する。
- 3 この細則は、2016年4月16日から施行する。